

平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例の適用申告について

平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が、平成35年3月31日までの間に、当該滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得した(又は当該損壊した償却資産の改良を行った)場合、該当取得された(又は改良を行った)部分にあたる償却資産については、固定資産税の課税標準を取得した(又は改良を行った)年の翌年から4年度分その価格の2分の1とする特例措置(代替償却資産特例)が講じられています(地方税法第349条の3の4)。

1. 特例対象者

平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

2. 特例措置の対象となる資産

(1) 対象資産(代替償却資産)

ア 平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産(以下、「被災償却資産」という。)に代わるものとして取得した資産

イ 平成30年7月豪雨の被災により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費(資本的支出)に該当するもの

※ 代替償却資産とは原則として次の要件を満たすものをいいます。

・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの

・代替されることとなる被災償却資産が、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課税されることとなった年度において、償却資産課税台帳上、登録されていない(除却又は売却等の処分がなされている)ものであること

(2) 取得期限

平成30年7月9日から平成35年3月31日までの間に取得又は改良を行ったもの

(3) 特例率

取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。(地方税法第349条の3又は附則第15条の3までの課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。)

3. 提出書類

代替償却資産特例の申告にあたっては次の書類をご提出ください。

(1) 平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書

(2) 代替償却資産対照表

(3) 被災償却資産が平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した旨を証する書類

(減免決定通知書(写)、更正通知書(写)、り災証明書(写)等)

(4) 被災償却資産が所在したことを証する書類

(平成30年度償却資産種類別明細書(写)等)

※ (3)については、平成30年度に関市で平成30年7月豪雨に係る償却資産の減免の適用をされた方は提出不要です。

(5) その他

ア 平成30年1月2日から平成30年7月8日までの間に取得し、平成30年7月豪雨で被災した償却資産については、災害発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類を提出してください。

(納品書(写)、売買契約書(写) 等)

イ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併又は分割継承法人である場合にも特例適用が認められます。

○相続人の場合: 相続人であることを証する書類(戸籍謄本(写) 等)

○合併又は分割法人の場合: 合併又は分割承継法人であることを証する書類(登記簿謄本(写) 等)

※ その他必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

4. 提出時期

代替償却資産を取得、又は改良を行った翌年の1月31日(償却資産申告書と併せて提出してください)

5. 提出先

関市役所 財務部 税務課 家屋係

6. 記載要領

(1) 平成30年7月豪雨に係る被災代替償却特例申告書

ア (納税義務者) 住 所(所在地)

納税義務者の住所又は所在地を記載してください。

イ (納税義務者) 氏 名(名称)

納税義務者の氏名又は名称を記載し、押印してください。

なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。

ウ 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

代替償却資産及び被災償却資産に係る所有者の氏名(名称)・住所(所在地)及び資産所在地を記載してください。

エ 代替償却資産の種類別内訳書

「代替償却資産対照表」に記載された代替償却資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

オ 平成30年7月豪雨に係る減免適用状況

減免適用の有無を記載してください。

(2) 代替償却資産対照表については、同書式下欄及び裏面の記載要領を参考にしてください。

問い合わせ先

〒501-3894

岐阜県関市若草通3丁目1番地

関市役所 財務部税務課

家屋係 0575-23-8783 (直通)